

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 15 日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「令和 7 年度における私立保育所の運営に要する費用について」における
所長等の格付けの変更について

標記通知について本日付けで発出したところ、令和 7 年度においては、本俸基準額
等の各金額のほか、「3 人件費関係」における所長等の格付けについて、号俸の切り
替えに伴って、以下の変更をしている。

	変更後の格付け	変更前の格付け
所 長	(福) 2-29	(福) 2-33
主任保育士	(福) 2-13	(福) 2-17
調 理 員 等	(行二) 1-21	(行二) 1-37

※ 保育士は (福) 1-29 から変更していない。

この変更は、令和 6 年人事院勧告において、別紙のとおり見直しが行われたことに
伴うものであり、格付けについて実質的な変更を行ったものではないことに留意され
たい。なお、俸給月額についても以下のとおり変更は生じていない。

変更後の格付け	変更前の格付け	俸給月額
(福) 2-29	(福) 2-33	282,900 円
(福) 2-13	(福) 2-17	269,200 円
(行二) 1-21	(行二) 1-37	216,600 円

【本件担当】

こども家庭庁保育政策課公定価格担当室
給付第一係
TEL: 03-6858-0126

令和6年人事院勧告（抜粋）

2 各制度別の具体的措置内容

(1) 俸給表及び俸給制度

イ 行政職俸給表(一)

(イ) 係長級～本府省課長補佐級（3級～7級）

（略）各級の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げる。カットする号俸数は、各級における在職状況を踏まえて設定し、新たな俸給表に移行する際にカットされる号俸に在職する職員は、当該級の新しい初号に切り替える。（略）

ウ 行政職俸給表(一)以外の俸給表

既に職務に応じた簡素な俸給体系となっている指定職俸給表、任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表を除き、行政職俸給表(一)との均衡を基本に前記イに相当する見直しを行う。（略）

なお、行政職俸給表(二)及び海事職俸給表(二)の1級においては、近年の採用状況を踏まえ、中学卒業後直ちに採用される場合を前提として設定されている号俸をカットする。

別表 号俸の切替表

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
(略)				
37	21	33	33	29
(略)				

ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
(略)					
17	13	13	9	5	1
(略)					
33	29	29	25	21	17
(略)					

（参考）令和6年人事院勧告全文（人事院 HP）

<https://www.jinji.go.jp/content/000005211.pdf>